



# 宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 6 月 22 日 (月 曜 日) 第 723 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定訪問看護事業所の所在地の変更…………… ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更…………… ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定 (2件) …………… (障がい福祉課) 2	
	○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (4件) …………… (障がい福祉課) 2
	○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更…………… ( “ ) 3
	○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (自然環境課) 3
	○道路の区域の変更 (4件) …………… (道路保全課) 3
	○道路の供用の開始…………… ( “ ) 4
	○道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… ( “ ) 4
	<b>公 告</b>
	○土地改良区の役員の就任の届出…………… (団体指導検査課) 5
	○入札公告…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 471号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第12条 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
N-r e h a 訪 問 看護ステーション	都城市南横市町3730番地13	令和8年5月11日

### 宮崎県告示第 472号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定訪問看護事業所から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町三丁目 161番地	訪問看護事業所あたご	延岡市愛宕町3丁目 161番地	延岡市中島町4丁目 314-3	延岡市愛宕町3丁目 161番地	令和8年5月18日

### 宮崎県告示第 473号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第54条の2第5項において準用する法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるもの

とされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団光学堂	延岡市愛宕町三丁目 161 番地	訪問看護事業所あたご	延岡市中島町 4 丁目 314-3	延岡市愛宕町 3 丁目 23 番地	延岡市中島町 4 丁目 314-3	令和 4 年 3 月 1 日

**宮崎県告示第 474号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第54条の2第5項において準用する法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ケアプロジェクト	宮崎市学園木花台北3丁目8294番地43	訪問看護ステーションケアふる	えびの市大字栗下209番地5	介護予防訪問看護、訪問看護	令和8年4月30日

**宮崎県告示第 475号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
さくら薬局 日南吾田東店	日南市	薬局	令和8年5月1日
さくら薬局 日南園田店	日南市	薬局	令和8年5月1日
さくら調剤薬局 高千穂店	高千穂町	薬局	令和8年5月1日

**宮崎県告示第 476号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
京町温泉クリニック	えびの市	腎臓	令和8年6月1日

医療法人海誠会 庄内医院	都城市	心臓脈管外科	令和8年6月1日
N-r e h a 訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和8年6月1日

**宮崎県告示第 477号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
いわみ小児科医院	西都市	精神通院医療	令和8年4月1日

**宮崎県告示第 478号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
のぎきクリニック	宮崎市	精神通院医療	令和8年5月1日

すもも薬局	宮崎市	薬局	令和8年 5月1日
ゆき薬局	宮崎市	薬局	令和8年 5月1日

## 宮崎県告示第 479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
さくら薬局宮崎大塚店	宮崎市	薬局	令和8年 5月1日
さくら薬局日南吾田東店	日南市	薬局	令和8年 5月1日
さくら調剤薬局高千穂店	高千穂町	薬局	令和8年 5月1日
さくら薬局日南園田店	日南市	薬局	令和8年 5月1日

## 宮崎県告示第 480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
はやしまこどもと家族の相談クリニック	都城市	精神通院医療	令和8年 6月1日
国武薬局高岡店	宮崎市	薬局	令和8年 6月1日
のあ薬局	宮崎市	薬局	令和8年 6月1日
N－r e h a訪問看護ステーション	都城市	訪問看護	令和8年 6月1日

## 宮崎県告示第 481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
ゆめの木訪問看護ステーション	延岡市	延岡市片田町2915番地10	延岡市高千穂通4-8	令和8年 5月8日

## 宮崎県告示第 482号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市大字吉野方字下蚯山5717-1
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字下蚯山5717-1（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 483号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月22日から同年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
22	県道	東郷西都線	西都市大字穂北字南田1043番1地	旧	20.8～29.4	39.0
			先から同市同大字同字976番1地先まで	新	21.0～36.2	

## 宮崎県告示第 484号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月22日から同年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 50番3から 同市同大字 字栗八重 1 42番13まで	旧	8.5～ 41.6	289.0
					10.0～ 12.0	51.9
			新	8.5～ 41.6	289.0	

**宮崎県告示第 485号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	小林市野尻 町東麓字本 城原4163番 12地先から 同市同町東 麓同字4163 番53地先ま で	旧	13.9～ 27.3	72.9
					10.6～ 12.9	63.9
				新	13.9～ 66.1	72.9

**宮崎県告示第 486号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字串木 885番 2 地 先から同市 同大字字南 田1039番 1 地先まで	旧	15.3～ 28.5	107.5
				新	15.3～ 28.8	72.5

**宮崎県告示第 487号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	小林市野尻 町東麓字本 城原4163番 12地先から 同市同町東 麓同字4163 番53地先ま で	令和 8 年 6 月 22 日

**宮崎県告示第 488号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首10 40番 133から同郡同村同大字同字1040 番 133まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 7 月 7 日

**宮崎県告示第 489号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 134から同郡同村同大字同字1040番 134まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和8年7月7日

## 宮崎県告示第 490号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月22日から同年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都線	西都市大字穂北字南田1043番 1 地先から同市同大字同字 976番 1 地先まで

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和8年7月7日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	上 原 ゆう子	日南市大字風田3605- 1

（任期：令和11年3月31日まで）

## 入札公告

土木の設計図書等検索システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和8年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 企画提案競技に付する事項

- 業務件名 土木の設計図書等検索システム構築業務
- 業務の特質等 土木の設計図書等検索システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で、種目が電算処理（システム開発含む）のものであること。
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。

## 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達第一担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 電話番号 0985 (26) 7208
- 申請書類の受付期間 令和8年6月22日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 4 土木の設計図書等検索システム構築業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

- 配布場所 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 電話番号 0985 (26) 7178
- 配布期間 令和8年6月22日から令和8年7月28日まで（土

<p>曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)</p> <p>5 企画提案競技に関する質問</p> <p>(1) 質問 この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当 イ 提出期限 令和 8 年 7 月 22 日午後 5 時 ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問書（以下「質問書」という。）を電子メール（gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp）で提出すること。</p> <p>(2) 回答 質問に関する回答は、次のとおり行う。</p> <p>ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者へ電子メールで送付する。 イ その他 仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。</p> <p>6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当 (2) 提出期限 令和 8 年 7 月 28 日午後 5 時（郵送であっても必着とする。） (3) 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）又は電子メール（gijutsukikaku@pref.miyazaki.lg.jp）</p> <p>7 企画提案書等の提出先、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出先 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当 (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日午後 5 時（郵送であっても必着とする。） (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）</p> <p>8 審査 資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。</p> <p>9 企画提案の無効 次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。</p> <p>(1) 参加する資格のない者又は最優秀提案者決定までに 2 の要件を満たさなくなった者 (2) 企画提案競技参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者 (3) 2 件以上の企画提案をした者 (4) 6(2)の提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかった者 (5) 7(2)の提出期限までに企画提案書を提出しなかった者 (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者 (7) 2 人以上の代理人をした者 (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者</p> <p>10 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当</p> <p>11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>	<p>12 その他</p> <p>(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。 (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。 (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the service required: Development of a search system for civil engineering design documents, etc. (2) Proposal submission deadline: 5:00p.m. 5 August, 2026 (3) Point of contact: Engineering Planning Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-Dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7178</p>
---	--